

令和 7 年 2 月 13 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 7 年 2 月

第438回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和7年2月13日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇	野		市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	続	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	一
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	郎
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ	根		市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危
機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産業労働部長 田 中 達 也
観光スポーツ部長 加 藤 浩
農 政 部 長 小 林 茂 樹

林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
会計管理者兼会
計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼
課長補佐 山 本 千鶴子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議 事 課 主 査 山 田 淳 貴
議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

午後 1 時開会

○議長（山岸喜昭君）ただいまから第438回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに 2 月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますので、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和 7 年 2 月 13 日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後 1 時 1 分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議ありませんので、竹内正美議員、宮下克彦議員、大畑俊隆議員を指名いたします。

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から3月14日までの30日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、会期は30日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和7年2月13日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和7年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和7年度長野県一般会計予算案
- 第 2 号 令和7年度長野県公債費特別会計予算案
- 第 3 号 令和7年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案
- 第 4 号 令和7年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案
- 第 5 号 令和7年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案
- 第 6 号 令和7年度長野県国民健康保険特別会計予算案
- 第 7 号 令和7年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案
- 第 8 号 令和7年度長野県農業改良資金特別会計予算案
- 第 9 号 令和7年度長野県漁業改善資金特別会計予算案
- 第 10 号 令和7年度長野県県営林経営費特別会計予算案

- 第 11 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計予算案
- 第 12 号 令和 7 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案
- 第 13 号 令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案
- 第 14 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計予算案
- 第 15 号 令和 7 年度長野県電気事業会計予算案
- 第 16 号 令和 7 年度長野県水道事業会計予算案
- 第 17 号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する
条例案
- 第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 19 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 20 号 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案
- 第 21 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案
- 第 22 号 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関す
る条例の一部を改正する条例案
- 第 23 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案
- 第 24 号 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 25 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 26 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 27 号 長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案
- 第 28 号 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
案
- 第 29 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を
改正する条例案
- 第 30 号 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案
- 第 31 号 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 32 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案
- 第 33 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 34 号 技術専門校条例等の一部を改正する条例案
- 第 35 号 長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案
- 第 36 号 長野県宿泊税条例案
- 第 37 号 長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例案
- 第 38 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部

を改正する条例案

- 第 39 号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 40 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 41 号 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 42 号 国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例案
- 第 43 号 長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 44 号 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第 45 号 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案
- 第 46 号 良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 47 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 48 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 49 号 特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第 50 号 化学消防車の購入について
- 第 51 号 包括外部監査契約の締結について
- 第 52 号 公立大学法人長野県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について
- 第 53 号 公立大学法人長野県立大学定款の変更について
- 第 54 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画の認可について
- 第 55 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 56 号 国営土地改良事業の県負担金に対する市町村の負担について
- 第 57 号 県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事請負契約の締結について
- 第 58 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 59 号 長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について
- 第 60 号 主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託契約の締結について
- 第 61 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 1 工区）変更請負契約の締結について
- 第 62 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 63 号 一般国道158号道路改築工事（狸平）変更請負契約の締結について
- 第 64 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）変更請負契約の締結について
- 第 65 号 栃平砂防えん堤建設工事変更請負契約の締結について
- 第 66 号 都市計画道路出川双葉線街路工事（出川から双葉工区）委託契約の締結について
- 第 67 号 松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について
- 第 68 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について

第 69 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
第 70 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
第 71 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について
第 72 号 長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担について
第 73 号 高等学校の統合について
報第 1 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 2 号 捜査中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 3 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 4 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 5 号 会場使用中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 6 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 7 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 8 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第 9 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

最初に、阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました令和7年度当初予算案をはじめとする議案の説明に先立ち、新年度に向けての県政運営に関する所信などについて申し述べさせていただきます。

現在、世界は劇的な変革期を迎えています。先進諸国では少子化が進み、気候変動の影響が拡大し、人工知能やロボット等急速な技術革新が社会や経済を大きく変えつつあります。歴史的には80年周期で大きな変化が訪れるとも言われています。ちょうど80年前の第二次世界大戦の終結後、我が国は焼け野原から立ち上がり奇跡的な経済復興を遂げました。さらに遡ること

80年、1860年代の幕末動乱、そして明治維新の後に、今日の社会制度等の基礎が築かれました。このように大きな変革期こそ、新しい社会を創造するための重要な機会となります。

現在、私たちは多くの課題や困難に直面していますが、長期的な時間軸で考えれば、新たな時代の入口に立ち、未来への可能性に満ちた時期であるとも言えます。急激な人口減少は様々な課題を生む一方で、未来への希望の種を蒔く機会をもたらしてくれています。労働力の不足により、これまで働きたくとも働くことができなかった人たちの活躍機会が増え、思い切った省力化投資を進めることも可能となります。子どもの減少は、子育て世帯に対する手厚い支援や個別最適な学びを実現する機会となります。しかし、従来の価値観に囚われ続けければ、課題は更に深刻化します。今こそ、新たな発想で未来を切り拓く時です。

こうした中、今月5日に令和国民会議（令和臨調）が、人口減少や自然災害に適応した持続可能な社会に向けて、多様な生き方・働き方へのパラダイムチェンジを提言しました。本県としても、この歴史的な転換期を私たちが望む未来を創造するための好機ととらえ、若者の価値観や発想も活かしながら、様々な分野でのパラダイムチェンジに挑戦してまいります。具体的には、若者の社会参画促進や性別による格差の解消に取り組み、多様な生き方が尊重される「寛容な社会」の構築を目指します。短時間勤務や副業・兼業、育児休業の取得など働き方改革を進め、多様な人材の活躍を後押しします。また、子どもたちのやりたいことを支える新しい教育モデルを信州から発信するほか、楽しいまちや便利な交通、分散から集住をキーワードに県土のグランドデザイン策定にも取り組みます。さらに、様々な分野における省力化投資やDXの推進、経営基盤の強化などを徹底的に支援し、付加価値労働生産性の向上を図ります。

これらの政策は、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」が、県民全体で人口減少社会に向き合う羅針盤として取りまとめた「信州未来共創戦略」とも重なるものであります。令和7年度は、「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づき、県民の皆様との対話と共創を基本に、確かな暮らしを守り、真にゆたかな社会を実現するための施策を推進するとともに、新たな時代へのパラダイムチェンジを強く意識して県政を進めてまいります。

今定例会に提出いたしました令和7年度当初予算案及びその他の案件について、御説明申し上げます。

令和7年度当初予算案の総額は、一般会計1兆118億5,725万2千円、特別会計4,310億4,854万1千円、企業特別会計480億3,722万6千円であります。特別会計は公債費特別会計など11会計、企業特別会計は総合リハビリテーション事業など4会計であります。

一般会計予算の総額は前年度比約127億円の増となっています。県税や地方消費税清算金等の増加により、実質的な一般財源総額は前年度比約126億円増加する見込みです。実質公債費比率及び将来負担比率は引き続き早期健全化基準を下回る見通しですが、高齢化による社会保

障関係費の増加などにより今後も厳しい財政運営が続く見通しです。持続可能な財政基盤の構築に向け、長野県行政・財政改革実行本部のもと、徹底した業務改革、投資的経費の重点化、社会保障関係費の適正化等に取り組みます。

以下、新年度予算案における主な施策につきまして、「しあわせ信州創造プラン3.0」の5つの政策の柱に沿って順次御説明申し上げます。

若者や女性、外国人も含め、県民一人ひとりが必要とされ活躍できる、誰にでも居場所と出番がある社会の実現を目指します。

妊娠、出産を望む方への支援や子育てに伴う経済的負担の軽減などにより、子ども・子育てを社会で支えます。不妊治療に係る先進医療を多くの方が自己負担なく受けられるよう助成額を10万円に倍増するほか、病気等により妊孕性の温存が必要な方の卵子凍結等の費用を新たに助成します。子ども医療費助成や3歳未満児の保育料軽減などに加え、新たに県立大学、技術専門校など県立高等教育機関等の授業料・入学料の免除対象を世帯年収380万円未満の県民世帯まで拡大するとともに、県有施設における子ども利用料金の無償化を検討します。児童養護施設等で暮らす子どもの習い事や就業支援に係る経費を新たに補助するとともに、里親支援センターの設置や特別養子縁組に関わるあっせん手数料の補助などを通じ、社会的養育を推進します。

職場や地域社会も含めて、固定的な性別役割分担意識や格差の解消に取り組みます。組織リーダーの行動変容を促すため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の参加者拡大と活動充実を図るほか、男性の育児休業取得を促進するための奨励金支給などにより多様で柔軟な働き方ができる職場を増やします。また、女性起業家養成講座を新たに開催するほか、女性の視点から地域イノベーションについて考えるプロジェクト「WE-Nagano Global Conference」を長野県立大学と共催します。市町村や地域の取組を促進するため、ジェンダーギャップの現状を可視化するとともに、自治会等における女性参画の先進事例を広く共有します。

未来の創り手である若者の社会参画を促進し、困難を抱える若者を支援するなど、若者のための施策を充実・強化します。プレコンセプションケアの視点も含めて若者が主体的に人生設計を考えられるようライフデザインセミナーを充実します。若者が集い・交流する信州みらいフェスや信州若者みらい会議を継続して開催し、若者からの政策提案機会などを設けるとともに、県の審議会には30代までの若者を加えることを原則とするなど、若い世代の社会参画の場を増やします。高校生等の居場所となるユースセンターの設置を支援するほか、婚活支援センターの運営や異業種交流イベントの開催等により、若者の出会いと交流を支援します。新たに「子ども・若者総合相談センター」を設置して困難を抱える若者等の相談支援体制を強化する

ほか、ヤングケアラーの実態調査、ケアリーバー（社会的養護経験者）の自立支援のための拠点設置、ニューロダイバーシティ推進員の配置などに取り組みます。

S N Sによる誹謗中傷など人権課題が多様化・複雑化する中、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、互いを認め合う社会の実現を目指し、人権全般を包括する条例の検討に着手します。また、深刻化している孤独・孤立の問題について、官民連携プラットフォームを設置して今後の対策の在り方を速やかに検討します。国際化の進展等により、外国人県民の一層の増加が見込まれる中、有識者等による「外国人政策検討会議（仮称）」を設置して、外国人材の受入れ等に関する課題や今後の外国人政策の在り方を検討するほか、「長野県多文化共生推進本部（仮称）」を庁内に設置して、日本語教育や生活相談の一層の充実を図り、外国人にとっても暮らしやすい社会の実現に取り組みます。

学校の改革、教員の処遇改善と業務削減、学校と地域等との連携・協働などを一体的に推進し、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めます。

子どもたち一人ひとりに合った学びを実践する「ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）」として指定した小中学校等における改革を伴走支援するため、教育委員会に「学校改革支援センター（仮称）」を設置するほか、オンライン授業に取り組む中山間地小規模小中学校を支援します。

県立高校の特色化・魅力化については、今後、生徒や地域の皆様の御意見を踏まえて全高校が特色化の方針案を策定する予定であり、全県的な視点も持ちながらその具体化を教育委員会とともに支援します。また、生徒からの高校魅力化提案の具体化を財政的に支援するほか、生徒の参画によるホームページのリニューアルや中学生向け学校説明会を実施します。木曽青峰高校森林環境科及びインテリア科、小諸新校音楽科については、令和8年度から生徒の全国募集を行うこととし、既に全国募集を行っている白馬高校国際観光科、飯山高校スポーツ科学科を含めて広報を強化するほか、市町村が運営している寮の運営費等に対する支援を強化します。現在進めている県立学校の再編整備については、引き続き学校関係者や地域の皆様との合意形成を大切にしながら進めてまいります。このほか、外国語指導助手の増員による英語コミュニケーション力の強化、つばさプロジェクトによる留学支援の拡充、連携コーディネーター配置を通じた地域における職業体験等の充実などに取り組みます。

様々な個性や能力を持つ子どもたちのため、多様な学びの場の確保・充実を図るとともに、子どもたちの心の支援に取り組みます。全国初の取組である「信州型フリースクール認証制度」により、これまでに37か所を認証いたしました。来年度は、補助対象経費を拡大し、学校等と連携するための推進員を増員します。また、中学校の校内教育支援センターにおける専任の支援員配置を新たに助成するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに

による相談・支援体制を拡充します。

教員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、勤務環境の改善を進めます。病気などによる欠員や産休・育休等に備え、公立学校の代替教員の増員等を行います。また、へき地手当の支給率を近隣県と同水準に、任地で居住する場合に支給するへき地手当に準ずる手当の支給率を全国トップ水準にそれぞれ引き上げます。また、インターネット出願システムの導入やパソコン用モニターの配備等により、県立高校教員の負担を軽減します。

地域ぐるみで子どもたちを育む取組を進めてまいります。中学生の多様なスポーツ・文化芸術活動を持続可能なものにするため、指導者・協力者と地域クラブ等とのマッチングを進めるなど、部活動の地域移行を促進します。また、学校と社会をつなぐ連携コーディネーターを増員するなど、学校と様々な主体との協働を一層推進します。

多様な人材の労働参加を促進するとともに、付加価値労働生産性の向上を支援し、新時代に適応した創造的で強靱な産業への発展を目指します。

「多様な人材の労働参加」と「外国人材の誘致・定着」、「産業分野の特性に応じた取組」の3つの観点から人材確保を推進します。先進的な働き方を普及させるための県独自認証である「職場いきいきアドバンスカンパニー」や、子育てサポート企業として国が認定する「くるみん」等の取得企業数を2030年までに現状の3倍超の2,000社に増加させることを目標とし、資金面での優遇も含めて働き方改革に対する支援を強化します。若者の県内就職を促進するため、県内企業の魅力発信や移住支援金の給付、就職活動費の助成対象の拡大を行うとともに、奨学金返還支援補助金については、年額12万円までは企業負担が生じないよう制度を拡充します。また、小中高校生に地域産業の魅力を伝える職業体験支援コーディネーターを新たに配置します。外国人材の定着を図るため、県内高等教育機関の留学生等と県内企業との出会いの場づくり、海外IT人材のインターンシップ支援、介護福祉士を目指す留学生のための奨学金支援などに取り組みます。さらに、保育士確保のための魅力体験会の開催や修学資金貸付金の大幅な拡充、林業人材確保のためのリカレント教育講座の開設、農業法人への就農者確保のための研修、建設産業の魅力発信などにも取り組みます。

地域経済の活力を高めるためには、コストカット型経済から脱却し、賃上げと投資が牽引する成長経済への移行を促進することが重要です。そのため、「企業の規模拡大と連携」、「DX・省力化の促進」、「海外展開とブランド力の向上」に取り組み、事業活動の付加価値労働生産性の向上を図ります。企業の事業承継やM&A、業務の共同化や協業などを、関係機関と連携して徹底的に支援し、企業の経営基盤を強化します。農業についても、地域計画に基づく農地の集積・集約化を支援し、経営力の強化を図ります。

様々な分野での省力化とDXを促進します。省力化投資を後押しするための融資メニューの

創設、ＩＣＴ機器の導入等に対して助言を行う専門家の派遣、ＩＴに精通した副業・兼業人材と企業とのマッチングなど、企業に対する支援を強化するほか、信州ＩＴバレー構想を引き続き推進しＩＴ企業・ＩＴ人材の集積を図ります。また、走行時の画像をＡＩで解析する道路パトロール、ドローンを活用した肥料や農薬散布、宿泊施設におけるセルフチェックインシステム等の導入、介護施設における見守りシステムの活用など、分野ごとの取組も進めます。

世界の成長を取り込むため、海外市場への進出とブランド力の向上に取り組みます。新たに「海外展開企業サポートネットワーク（仮称）」を立ち上げるほか、海外展開の方針を策定し、工業製品、農畜産物等県産品の一層の輸出拡大を図ります。伝統的工芸品や日本酒、味噌など発酵食品を対象とする高付加価値商品の開発支援や、インフルエンサーを活用した「ＧＩ長野」の認知度向上などを通じ、ブランド力の強化にも取り組みます。

エシカル消費と地域内経済循環を促進するため、「しあわせバイ信州運動」の一層の拡大・浸透を図ります。県民向け物産フェアや大学生等が新商品などのアイディアを出し合うイベントの開催、学校、幼稚園における有機給食への支援などを行います。木質バイオマスへのエネルギー転換を進めるため、ペレット用のストーブやボイラーの導入を支援します。このほか、品質の高い県産材の利活用を進めるため、県有施設、商業施設等の木造化・木質化の推進、ＪＡＳ構造材の安定供給体制の整備などに取り組みます。

世界水準の山岳高原観光地づくりのため、観光ＭａａＳの推進をはじめとする観光地域づくり、アウトドアカルチャーの発信などの観光プロモーションを推進するとともに、インバウンド誘客の一層の拡大に取り組みます。交通・観光事業者等と観光ＭａａＳの推進体制を構築し、必要な調査研究を進めます。「Ｊａｐａｎ　Ａｌｐｓ　Ｃｙｃｌｉｎｇ　Ｒｏａｄ」については、環境整備と情報発信に取り組み、国のナショナルサイクルルートとしての指定を目指します。また、「アウトドア」をテーマとした戦略的なプロモーションを展開し、大阪・関西万博の自治体参加催事にも出展するほか、本県を舞台とした映画「名探偵コナン　隻眼の残像（フラッシュバック）」と連携した情報発信を行います。堅調に推移するインバウンド需要を着実に捉えるため、旅行業者向けモニターツアーの実施や、独・米・豪に設置した現地コーディネーターを通じた旅行商品の造成支援等を行います。

本県が観光県として飛躍していくためには、必要な財源を持続的・安定的に確保することが不可欠であるとの考えから、観光振興財源の在り方について検討を深めてまいりました。県民の皆様の御意見も踏まえ、今定例会に長野県宿泊税条例案を提出させていただきました。税率は一人１泊３００円の定額とし、低料金の宿泊者の負担感に配慮して免税点を６，０００円としております。なお、コロナ禍からの回復途上にある観光産業への影響を緩和するため、施行から３年間は税率を２００円とします。総務大臣の同意を経た上で令和８年６月から施行したいと考えて

おり、宿泊事業者のシステム改修支援や広報など、税の導入に必要な経費を今回の予算案に計上いたしました。条例成立後は使途の具体化などの諸準備を速やかに進めてまいります。

県民の皆様の持続可能で安定した暮らしを守るため、物価上昇への対応、脱炭素化、県内移動の利便性向上などを推進するとともに、防災対策、犯罪防止対策、医療・福祉サービスなどを充実します。

物価上昇局面における暮らしを守るため、1月補正予算の早期執行に努めてまいります。生活就労支援センター「まいさぼ」での生活や就労に関するきめ細かな相談支援に対応するとともに、生活必需品の提供や生活にお困りの方に対する給付金の支給等を進めます。また、事業者に対しては、中小企業融資制度資金による資金繰りの支援、社会福祉施設・医療機関等に対する食材・燃料費等の支援などを行ってまいります。全国上位の高値が恒常化しているガソリン価格の抑制も重要な課題です。経済団体やJA、市町村等の参加のもと、サービスステーションの経営課題に関する検討会を開催すべく準備を進めていたところ、県石油商業組合の加盟事業者によるガソリンの価格調整の疑いが報じられました。現在、同組合に対して事実関係の調査と調査結果を踏まえた対応についての報告を求めているところであり、報告内容も踏まえて今後の対応を考えてまいります。

2030年までの温室効果ガス正味排出量6割削減を目指し、様々な政策を動員して脱炭素化を進めます。再生可能エネルギー及び省エネルギーの更なる普及促進のため、屋根ソーラーの設置義務化を視野に入れ、「長野県版・初期費用ゼロ円ソーラー」の制度創設や屋根ソーラー等の設置補助を行うほか、市町村と連携したソーラーシェアリングの推進、ペロブスカイト太陽電池の県有施設での設置検討など、潜在力の高い太陽光発電の徹底的な拡大に取り組みます。市町村や事業者等による小水力発電施設等の導入を引き続き支援するほか、新たに地中熱の普及拡大に向けた調査・検討を始めるなど、太陽熱、バイオマス熱等を含む熱利用の普及にも取り組んでまいります。太陽光で発電しEVを蓄電池として活用するV2H（ビークルトゥーホーム）機器の導入を進めるため、補助金額を10万円から20万円に倍増するほか、高断熱で再エネ設備を有する「信州健康ゼロエネ住宅」の普及促進と併せて新築住宅のZEH水準適合義務化の検討を進めます。脱炭素化に取り組む事業者向けの「サステナビリティ・リンク・ローン」の活用を促進する融資制度を構築するとともに、産学官のコンソーシアムにより水素等の利活用を推進します。

昨年策定した長野県地域公共交通計画に基づき、通院・通学や観光のための移動の保証を含め、公共交通の維持・発展に取り組んでまいります。地域就労支援センターにおける運輸業に関する相談窓口設置、バスドライバーとして就業する方に対する移住支援金の支給など、人材の確保・育成を支援します。県内の主要都市間を結ぶみずずハイウェイバスの実証的な増便、

しなの鉄道株式会社が行う緊急安全対策に対する支援、ＪＲ大糸線の本格的な利用促進などに取り組み、必要な交通ネットワークの維持・発展を図ります。公共ライドシェア、日本版ライドシェア等の多様なサービス展開を支援し、「交通空白」の解消に取り組みます。地域連携ＩＣカードやバスロケーションシステムの導入を支援し、バス利用者の利便性を向上させます。基幹的なバス路線に対する県としての支援策を検討するなど、今後とも最適な交通ネットワークの構築に向け鋭意取り組んでまいります。

令和６年能登半島地震を踏まえて策定した「長野県地震防災対策強化アクションプラン」に沿って、「地震災害死ゼロ」を目指します。住宅の耐震改修補助予算を前年度当初予算比で倍増するほか、市町村が行う通信機器整備への助成や、ドローン活用のための実証実験への支援等により、孤立地域発生への備えを強化します。また、緊急輸送道路の重点的整備や道路啓開計画の見直しを進めます。さらに、県内21か所の広域物資輸送拠点における運営マニュアルの整備、男女共同参画の視点も踏まえた避難所運営セミナーの開催、避難所として指定されている特別支援学校３校の体育館への空調設備の導入、罹災証明書の迅速な発行のための研修会の開催、専門家が連携して被災者を支援する災害ケースマネジメントの仕組みづくりなど、ハード・ソフト両面で対策を進めます。

このほか、幹線道路ネットワークの強化、流域治水対策、土砂災害対策、インフラの老朽化対策等を、国の防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策も活用して着実に推進します。また、「逃げ遅れゼロ」の実現のための地域中核人材の育成を進めます。松本市で開催される日本火山学会秋季大会に合わせて「信州火山防災の日」のイベントを開催するなど、火山防災意識の向上にも努めます。

先月22日、ＪＲ長野駅前において、大変痛ましい無差別殺傷事件が発生しました。お亡くなりになられた方と御遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、負傷されたお二人に心からお見舞いを申し上げます。

この度の事件も踏まえ、警察本部と連携して、犯罪防止対策の強化と被害者等への支援の充実に取り組んでまいります。今月運用を開始した長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」の普及を促進し、犯罪発生情報のタイムリーな発信等に努めます。街頭防犯カメラ設置補助金の予算額を増額するとともに、プライバシーに配慮した防犯カメラ設置の在り方も含めて「安全安心なまちづくり」に係る方針を有識者を交えて検討します。警察力強化のため警察職員定数を８年ぶりに10名増員するほか、いわゆる「闇バイト」による強盗・窃盗等への加担と被害を防止するための教育・啓発の強化、自主防犯ボランティアの育成支援などを通じて、防犯意識の向上に取り組みます。また、犯罪被害者等の支援体制充実のための検討を開始します。

持続可能な医療提供体制を構築するため、施設整備への助成等を通じて医療機関の適切な役

割分担と連携を促進してまいります。長野県立病院機構においては、「子どものこころ総合医療センター」の開設など、各病院の役割や経営基盤の強化を盛り込んだ令和7年度からの中期計画を策定しました。この計画に沿った取組が進捗するよう、不採算部門に対する運営費負担金の増額、経営改善への支援などを実施します。木曽病院においては令和8年度からの分娩が中止される見通しであることから、圏域を越えた医療機関の連携促進、妊産婦への交通費助成の拡充など、安心して分娩できる体制の構築に努めます。また、「摂食障がい支援拠点病院」を新たに指定し、摂食障がいの早期治療と社会復帰を促進します。

福祉分野に関しては、要介護状態や認知症になっても地域で希望を持って暮らすことができるよう、医療と福祉の連携や課題の「見える化」などにより、地域包括ケア体制の構築を促進します。農林業分野における障がい者の就労促進のためのコーディネーターを配置するなど、農福連携、林福連携を推進します。総合リハビリテーションセンターについては、地盤の状況や浸水対策の必要性等を考慮し、近隣の県営住宅跡地への移転を前提に敷地調査を実施します。

快適でゆとりのある社会生活の創造に向けて、県土のグランドデザインの策定、移住・二地域居住や交流の促進、デジタル・先端技術の活用、文化・スポーツの振興などに取り組みます。

人口減少下においても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指し、「県土グランドデザイン」の策定に取り組みます。そのためには、病院や学校などの社会インフラや住宅等の立地の在り方に加え、交通の利便性の向上や楽しいまちづくり、地域の災害リスクの低減、生業の確保など、広範な検討が必要です。まちづくりや交通のみならず、医療、教育、産業、観光など様々な分野を視野に入れ、長期的かつ広域的な視点から県土政策の方向性をお示しできるよう、基礎的な調査と県民の皆様との対話を始めてまいります。

他方で、各地域では特色あるまちづくりが進められています。県としても、リニア駅近郊の土地利用に関するグランドデザインの策定や、信州地域デザインセンター（UDC信州）を通じた市町村支援などにより、各地の魅力あるまちづくりを積極的に応援してまいります。

本州中央部広域交流圏を形成するため、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備を促進し、伊那木曽連絡道路の姥神峠道路の延伸、松本糸魚川連絡道路の安曇野道路の整備に取り組みます。信州まつもと空港については、地域の皆様の御理解・御協力をいただきながら、一層の利用促進と路線の拡充に努めるほか、国際チャーター便の誘致や空港機能強化のための調査・検討を進めます。

移住したい県としての強みを最大限に発揮し、移住と二地域居住、そして関係人口の更なる増加にオール信州で取り組みます。まず、東京のふるさと回帰支援センターに配置している相談員を2名から4名に増員するとともに、地域おこし協力隊員を県内4エリアに配置して広域での移住施策を推進します。田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において効果的なプロモー

ションを検討するなど情報発信力を強化します。住まいの選択肢を増やすため、空き家を流通させるための仕組みづくりに取り組みます。「仕事」と「暮らし」をセットにして人を呼び込む「信州で暮らす、働くフェア」の開催回数と出展企業数を増やします。二地域居住については、「広域的地域活性化基盤整備計画」を都道府県として初めて策定いたしました。多様な生き方・働き方を先導する県として、積極的に取り組みたいと考えており、「信州ワーキングホリデー」や農ある暮らしの希望者と実践者の交流の場づくりなどを進めてまいります。

デジタル・先端技術を積極的に活用し、教育、防災、医療など暮らしに関わる幅広い分野と行政のDX、ドローン等次世代空モビリティの利活用を推進するため、「長野県DXアクションプラン（仮称）」を今年度中に策定します。暮らしのDXについては、高校生がオンラインで先進的な講義を受講できる環境の構築、へき地や初期救急医療におけるオンライン診療の普及などに取り組みます。時間や場所を問わず県の行政手続を御利用いただけるよう、パスポートの取得などニーズの高い手続からオンライン化に取り組み、全ての手続におけるオンライン対応の実現を目指すほか、外部のデジタル人材も含むアドバイザーチームにより市町村のDXを支援します。また、ドローンの実証実験の補助対象に新たに空飛ぶクルマの事業化準備を加えます。

時代の最先端をいくオンリーワンの輝く農山村地域の創造を目指し、現在、りんごと森林をそれぞれの中核資源とする飯綱町・根羽村を対象に人的・財政的支援や地域づくり専門家による伴走支援を行っています。ふるさと納税における農山村体験メニューの造成や森林資源を活かした新商品開発などにより、関係人口の創出や地域資源の高付加価値化などの取組が進められています。来年度からは、地域ぐるみの農業生産で成果を上げている飯島町を支援対象に加え、アグリビジネスの創出や環境保全型農業の推進などを支援してまいります。

沖縄県とは、令和5年に締結した交流連携協定に基づく交流を進めています。先日、県議会や経済団体の皆様とともに沖縄県を訪問し、玉城デニー知事との会談や、経済団体との懇談を行ってまいりました。また、長野県遺族会主催の沖縄「信濃の塔」追悼式と、佐久市が平和学習の場として整備した「糸洲の壕学習環境整備事業」の竣工式に参列し、戦争の記憶や歴史を語り継いでいくことの重要性を改めて痛感いたしました。戦後80年を迎える中、改めて平和の尊さを深く胸に刻み込み、県政を進めてまいります。来年度は、信州まつもと空港と沖縄とのチャーター便に対する支援や物産展の開催、子どもの交流などに加え、将来を担う若者の相互訪問を新たに開始するなど、幅広い分野で交流を進めてまいります。

心豊かな社会を目指し、文化芸術の振興を図ってまいります。「信州アーツカウンシル」を中心に文化芸術団体等と連携して地域の文化活動を支援します。東山魁夷館開館35周年を記念した展覧会の開催や民俗芸能の保存・継承の促進に取り組むほか、新しい県史の編さんに向け

た準備を進めます。また、障がい者の文化芸術活動を支援するため、展覧会の開催、アート作品の貸出し、支援者の育成等に取り組みます。

国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催を３年後に控え、スポーツの振興に一層力を注いでまいります。新たに国スポ・全障スポ大会局を観光スポーツ部内に設置し、両大会の準備を本格化します。総合開閉会式会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備を進めるほか、冬季大会の施設も含めて市町村が行う競技施設整備を支援します。国スポの開催に向けては競技団体を通じた選手の育成・強化や競技役員の養成等に、全障スポの開催に向けては障がい者スポーツの普及や競技団体の強化等に取り組んでまいります。また、県内プロスポーツチームとの連携を一層強化し、試合観戦と周辺観光を一体で楽しむための仕組みづくりなどを進めます。

多くの県の施策は県民の皆様にご覧になっていただければこそ効果を発揮することができます。フィードバックを受けながら政策の質を高めていくためにも、「伝える」ではなく、「伝わる」広報が重要です。このため、広報に関する組織、予算を抜本的に強化します。部長級の広報担当参事と専門的知見を有する外部人材を配置し、広報予算を1.6倍に増額します。ターゲットに応じた最適な媒体を活用し、職員のスキル向上のための研修を実施するなど、全庁的な視点で戦略的に広報を実施してまいります。

職員が高い志と仕事への情熱をもって活躍できる県組織を目指し、組織風土を改善するための「かえるプロジェクト」に取り組んでいます。これまでに職員提案による約230件の業務効率化に取り組み、生成AIも先月から本格的に活用を始めたほか、フリーアドレス化などのオフィス改革も進めています。全庁的に取り組む重点アクションについても、いわゆるレクの勤務時間外実施ゼロを達成した所属が昨年８月以降継続して９割を超えているほか、ペーパーレス化の推進により昨年４月から12月の資料等の印刷枚数が前年比約３割減少するなど、一定の成果が上がっています。来年度も、職員が明るく楽しく前向きに働ける職場環境づくりと、県民の皆様にご覧に真に役立つ組織づくりを一層推進してまいります。

最後に、条例案などについて申し上げます。

条例案は、新設条例案３件、一部改正条例案30件であります。

このうち、「特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案」は、特別支援教育の一層の理解促進を図るため、令和８年４月から「養護学校」の名称を「支援学校」に改めるものです。

事件案は、24件であります。

このうち、「高等学校の統合について」は、上伊那農業高等学校と駒ヶ根工業高等学校の統合に係るものであります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など９件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）次に、武田育夫教育長。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）令和7年度の教育委員会関係の議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

最初に、これからの長野県教育に関して、教育長としての所信の一端を申し述べさせていただきます。

人口減少下において、教育は、地域と社会の未来をつくる重要なテーマのひとつです。グローバル化や情報技術の発展等により、社会の在り方は日々変化しており、こうした時代を生きる子どもたちにとっては、自ら課題を発見し、他者とも協働しながら、課題解決に向けて主体的に取り組む力が求められます。子どもたちがそれぞれの幸福を追求し、新しい価値やよりよい社会を創造する力を育むことができるよう、一人ひとりに合った多様な学びを展開していく必要があります。

そこで、まずは学校改革に取り組みます。常に子どもたちのために、そして子どもたちの視点で、前例にとらわれない学校づくりを進めてまいります。

また、学校改革を進めるためには、その主体となる教員が、自信と誇りをもち、生き生きと元気に教育を行うことができるよう、業務の削減・効率化を図るとともに、処遇の改善にも取り組みます。

加えて、子どもたちの多様化が進み、災害時の避難や防犯など多くの社会的課題がある中で、学校がそのすべてを対応することは難しくなっております。地域や関係団体などの皆様とも協働し、社会全体で子どもたちの安心・安全を守り、育んでまいります。

こうした取組を着実に推進するためには、信州教育に対する県民の皆様の信頼が不可欠であります。今後も非違行為の根絶に向け、私自身が教職員の先頭に立ち、粘り強く取り組んでまいります。

この長野県において、子どもも地域も教員も皆が輝く、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指し、日々邁進してまいります所存です。

続きまして、令和7年度の教育委員会の主な施策について申し上げます。

まず、一人ひとりに合った学びを実践する学校について申し上げます。

常に子どもを主語とし、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、子どもが自ら学び方等を選択でき、自己実現できる「ウェルビーイング実践校TOCOTON（トコトン）」の設置を進めています。

昨年、実践校の指定を希望する、県内の市町村教育委員会及び公立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の募集を行ったところ、38件の応募があり、選考会議での審議を経て、令和7年度から準備に取り組む12市町村・70校を選考しました。実践校においては、準備の段階から地域の皆様や児童生徒も交え、それぞれに特色をもった新たな学校づくりを進めていきます。

県教育委員会としても、実践校を含む、改革を目指す全ての学校を支援するため、「学校改革支援センター（仮称）」を県教育委員会事務局内に設置し、伴走支援してまいります。また実践校のある市町村教育委員会に対しては、専属の教員を配置するなどの支援を行い、学校改革の中核となるよう進めてまいります。

県立高校においても、各校が特色を持ち、地域と共に、生徒が学びたい学びを叶えることができる学校づくりが求められております。そこで、県立高校が今後進むべき旗となる「県立高校の特色化に関する方針」を昨年9月に策定しました。

全体の方向性を、「生徒が自分の興味関心や希望に沿って選択できるこれからの時代に合った特色あふれる高校づくりを進める」こととし、各校の特色を、「様々な選択肢から、自分の進路に向かって学びたいことをとことん学べる」「社会に求められる技術・能力が身につく」「長野県のリソースを使った地域での学びができる」「一人ひとりの個性や多様性が尊重される」の4つの視点を基に重点化してまいります。

特色化の検討や推進にあたっては、地域の声もお聞きしながら、各校の生徒が自ら企画提案する事業も実施し、学校をあげた取組として推進してまいります。

各校の特色や魅力を中学生やその保護者等に発信することも重要です。ウェブサイトなどによる情報発信の強化や、高校生が企画・運営する合同説明会など、様々な手法により各校の魅力を伝えてまいります。

各校が持つ特色の中には、長野県ならではの強みもあり、県内外問わず、多くの生徒を集めたいと考えております。既に、飯山高等学校スポーツ科学科、白馬高等学校国際観光科では全国募集を行っているところですが、その他の高校への拡大について検討するとともに、生徒が入居する寮の運営費を支援するなど、受け入れ体制の強化についても進めてまいります。

高校の再編につきましては、既に、「再編・整備計画」において決定している新校について、学校関係者や生徒、市町村、産業界などで構成する「新校再編実施計画懇話会」を開催し、目指す学校像や設置学科などについて意見交換を重ねているところです。

このうち、辰野高等学校の商業科、箕輪進修高等学校の工業科、上伊那農業高等学校及び駒ヶ根工業高等学校を再編統合する上伊那総合技術新校（仮称）については、昨年12月の教育委員会定例会で「再編実施基本計画」を決定し、今県議会定例会に、統合について同意を求める

議案を提出いたしました。

すべての子どもたちが自らの夢に挑戦することのできる「新たな学び」と「新たな高校づくり」のため、引き続き、地域の皆様とも丁寧に話し合いながら、できる限り早期に実現できるよう進めてまいります。

なお、ICTの活用による遠隔授業や通信制高校を選択する生徒の増加など、状況の変化に伴い、現在、再検討しております。第二期の高校再編に関する基準等については、子どもたちを取り巻く環境や社会状況、高校の特色化などを勘案しながら、関係者や有識者の皆様のほか、中学生や高校生なども含め幅広くご意見をいただき、今年の夏ごろまでには新たな基準を定め、令和8年4月から令和12年3月まで適用する方向で考えております。

文部科学省が実施した調査によると、令和5年度の本県の小中学校における不登校児童生徒数は7,060人と過去最多でした。増加の背景には、教育機会確保法の趣旨の浸透により、学校だけが学びの場ではないという認識が社会全体で広がってきたことや、コロナ禍の影響で、欠席することへの抵抗感が低下したことなどが考えられます。

今後、次の2つの観点から、対策を講じてまいります。ひとつ目は、どの子どもも毎日行きたくなるような学校づくりを推進することです。先ほど説明しました、「ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）」を中心に、子どもたちの目線で学校の仕組みを変えていくとともに、教職員配置の充実や教員の働き方改革により、子どもたちが先生方と多くの楽しい時間を過ごすことができるよう進めてまいります。

ふたつ目は、教室に入りづらい子どもたちや学校へ来ることができていない子どもたちの学びの保障をしていくことです。教育支援センターに専任の支援員を配置する市町村への補助を行うなど、センターの機能拡充・設置支援を行ってまいります。また、いわゆる不登校特例校である学びの多様化学校と、夜間中学校の機能を併せ持つ、オープンドアスクールについては、軽井沢町と上田市で設置が検討されています。県教育委員会としても必要な支援を行い、多様な学びの場づくりをともに推進します。

また、共生社会の実現に向けた動きが加速する中、特別支援教育への一層の理解が図られることを目的に、県立特別支援学校のうち、養護学校14校については、令和8年度から名称を「支援学校」に変更する改正条例案を提出いたしました。

学校改革を進めるためには、その主体となる意欲ある教職員が不可欠です。昨年10月1日時点の調査では、県内公立学校において生じていた欠員は75名でした。子どもたちの学びを停滞させないためにも、欠員を解消していかなければなりません。

対応として、まずは、教員や講師を十分確保することです。少子化により新卒者の確保が一層難しくなる中で、転職者や県外の方など、ターゲットを広げていくことが必要であると考え

ております。令和7年度の教員採用選考にあたっては、より幅広い皆様に応募していただけるよう、選考方法を見直すとともに、県内への移住を希望する教員を対象とした「信州U I J ターン秋選考」を新たに導入しました。引き続き、時代に即した採用のあり方について検討してまいります。

また、不測の欠員が生じた際、代替者が見つかるまでの間、その学校にサポートとして入ることのできる教員を増やすとともに、産育休など、あらかじめ把握可能な欠員に対する代替教員の事前配置を新たに高等学校へも拡大するなど、欠員解消に向けた不断の取組を進めてまいります。

人口減少が進む中、中山間地校の教育を充実させるための教員配置も重要なテーマです。中山間地の校区内に居住する教員が少なく、また校区外から通勤する場合には、教員の経済的負担が課題となっています。

そこで、へき地教育振興法に基づき、へき地級地内の学校に勤務する教職員に支給される「へき地手当」の支給率を全国水準並みに引き上げるとともに、任地居住した教職員に支給される「へき地手当に準ずる手当」の支給率を全国でもトップの水準まで引上げることとしました。

また、中山間地校へ意欲ある教員を配置するため、「信州U I J ターン秋選考」において、特定の山間地校への勤務を条件として正式採用する選考を来年度から実施します。

中山間地域に居住し、地域の資源を活用した特色ある教育を実践したいと考える熱意あふれる教員を支援し、中山間地校の教育の充実につなげてまいります。

ここまで、教員配置の充実や処遇改善について述べてきましたが、教職そのものの魅力を高めるためには、教員業務の削減や効率化を併せて進め、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保することが必要です。

現在、県教育委員会から小中学校等に対して実施している年間約100件の調査・報告のうち、3分の1を廃止又は簡略化していくとともに、例年実施している会議や研修会、学校訪問などについてもゼロベースで見直しを行ってまいります。また、県立高校における電子採点システムや、県立高校の入学者選抜にインターネット出願システムを導入するなど、情報技術の活用にも着手いたします。

教員の業務削減や効率化は、学校独自の取組だけでは難しい面もあることから、知事部局とも連携し、取組を推進してまいります。

少子化や多様化が進む中、学校だけでは対応が難しい業務も増えています。教員の働き方改革を進めるためにも、地域や民間団体等の皆様のお力添えをいただき、協働・分担しながら取り組んでまいります。

そのひとつが、部活動の地域クラブ活動への移行です。休日の中学校部活動については、国が示す令和7年度までの改革推進期間にできる限りの移行を進めますが、地域によっては調整に時間を要するところもあるため、令和8年度末までの完了を目指して取り組んでまいります。移行に向けては、指導者等の確保が何より必要であるため、引き続き「信州地域クラブ活動指導者リスト」を通じ、指導・協力者と地域クラブ等とのマッチングを進めるほか、国の実証事業を活用し、新たにICTによる遠隔指導や指導動画コンテンツの作成、周知啓発のためのシンポジウムの開催などに取り組みます。

このほか、高校に配置する外国語指導助手や、地域との連携・協働を担うコーディネーターを増員するなど、外部人材や地域の力の活用に向けた取組を進めてまいります。

以上、教育委員会の重点的な施策について申し上げます。

これらの施策を推進するため、令和7年度当初予算案は、一般会計1,871億7,721万円、高等学校等奨学資金貸付金特別会計6,602万4千円をお願いしております。

条例案は、「長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」「特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案」の3件でございます。

事件案は、先ほど説明を申し上げます、上伊那総合技術新校（仮称）に係る「高等学校の統合について」の1件でございます。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）次に、鈴木達也警察本部長。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察本部関係の議案説明等に先立ち、1月22日に発生しました殺傷事件につきまして一言申し上げます。

今回の事件は、JR長野駅前において、男女3人が刃物で襲われ、うち男性1人の尊い人命が奪われた連続殺傷事件であります。

改めて、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

また、負傷された方にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

本件は、県民の皆様をはじめ、社会に大きな不安を与える凶悪かつ卑劣極まりない事件であり、被疑者の早期検挙に向け、全力で捜査を進めるとともに、10都県警察から、パトカー16台と約100人の警戒員を派遣していただいたり、関係機関と連携しながら同様の事件が発生しな

いよう警戒を強化いたしました。

事件発生後、県民の皆様は、大変不安な日々を送られたと存じますが、多くの方々からの御協力もあり、1月26日、被疑者を逮捕することができました。

今後も、事件の全容解明に向け全力で捜査を推進してまいります。

続きまして、県下の治安情勢と長野県警察の運営重点について御説明させていただきます。

始めに、令和6年中の県下の治安情勢について御説明いたします。

まず、犯罪の発生・検挙状況についてでございます。

令和6年中の刑法犯認知件数は7,673件と前年と比較してマイナス96件であり、令和4年から2年連続で増加していたところ、昨年は減少に転じました。

また、検挙件数は減少したものの、検挙人員は増加し、全体の検挙率は前年とほぼ横ばいで推移しています。

次に、交通事故の発生状況についてでございます。

交通事故発生件数は、4,970件で前年と比較してマイナス36件でした。

交通事故による死者数は、令和元年までは年間死者数が60人を超えていましたが、令和5年には統計を取り始めた昭和32年以降最少となる42人まで減少したものの、昨年はこれを15人上回る57人でした。

次に、本年の長野県警察の運営重点について、御説明いたします。

県警察では、県民の安全・安心を確保するため、運営指針を「県民とともにある力強く温かい警察～日本一安全・安心な信州をめざして～」と定め、その下に、運営重点として「総合的な犯罪防止対策の推進」「県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙」「交通事故防止対策の推進」「テロ・大規模災害等危機管理対策の推進」「治安情勢を的確に見据えた効果的な地域警察活動の推進」「県民の立場に立った積極的な対応」「警戒の空白を生じさせない組織体制の構築」の7項目を掲げております。

このうち、特に力を入れて取り組む対策について御説明いたします。

1点目は、電話でお金詐欺等被害防止対策及び犯罪加担防止対策の推進であります。

電話でお金詐欺は、認知件数、被害額ともにやや減少したものの、依然として高水準で推移しております。

特徴としては、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺の増加が顕著であり、高齢者以外の被害が増加したことや、警察官や検察官をかたって「犯罪の嫌疑がかかっている」「逮捕状が出ている」と言って被害者を不安に陥れる手口がはやっていることなどが挙げられます。

一方で、金融機関やコンビニエンスストアの御協力により、阻止した件数が386件、阻止した被害額が約1億8,700万円となっています。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺にあつては、暫定値で認知件数が141件、被害額が約17億5千5百万円と大幅に増加しました。

特徴としては、高齢者以外の中・若年層の被害者が多く、性別では被害者の約7割が男性となっていることなどが挙げられます。

県警察といたしましては、「犯人からの電話を受けない」「電話を受けても信じない」「信じてても周囲が阻止する」「SNSやインターネット等における儲け話は詐欺を疑う」といった対策を念頭に、関係機関・団体等と連携した予防的活動を推進するとともに、金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を更に強化し、被害防止対策を推進してまいります。

また、昨年、首都圏を中心に連続発生したいわゆる闇バイトによる強盗事件につきましては、当県でも発生する可能性が十分にあることから、広報啓発、防犯機器等の普及、犯罪に加担しないための呼び掛けを積極的に行ってまいります。

2点目は、高齢者の交通事故防止対策であります。

交通事故死者57人のうち、高齢者の死者は32人であり、全死者の56.1パーセントと、依然として高い割合で推移しており、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっております。

このような情勢を踏まえ、本年は、抑止目標を、死者数45人以下、重傷者数500人以下と定め、最重点である高齢者の交通事故防止対策を中心に、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら交通事故防止対策を推進してまいります。

以上、治安情勢と運営重点について御説明させていただきました。

引き続き、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

続きまして、警察本部関係の議案について御説明いたします。

警察本部関係の議案は、予算案1件、条例案3件、専決処分報告2件の計6件でございます。

予算案につきましては、日本一安全・安心な信州の実現を目指し、運営重点として掲げた各種施策を推進するため、「令和7年度長野県一般会計予算案」において474億4千8百万円余を計上いたしました。

主な事業といたしましては、先ほど御説明いたしました、「いわゆる闇バイトによる犯罪や電話でお金詐欺への対策など、県民の命と財産を守るための総合対策事業」「高齢者に対する交通安全教育など交通事故防止に向けた各種対策や交通事故防止と交通の円滑化に資する施設整備に取り組む、交通事故防止対策推進事業」のほか「災害発生時の情報収集や救出救助のための装備資機材を整備する大規模災害等危機管理対策強化事業」「地域の安全・安心の拠点となる警察施設を整備する警察基盤強化事業」のために要する経費を計上しております。

次に、条例案4件について御説明いたします。

始めに、「長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案」につきましては、令和7

年度予算政府案に地方警察官476人の増員が盛り込まれ、長野県警察には、10人の増員が内示され、条例定数の元となる警察法施行令の一部が改正されることから、これに沿って、長野県地方警察職員定数条例の一部の改正を行うものでございます。

次に、「長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事委員会勧告に基づき給料表の改定を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、「長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」につきましては、令和6年5月に公布された自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律により、自動車の保管場所を確保していることを示す保管場所標章が廃止されることから、保管場所標章の交付手数料及び再交付手数料を、それぞれ廃止するものでございます。

最後に、専決処分報告についてでございますが、「交通事故に係る損害賠償」及び「捜査中の事故に係る損害賠償」について報告するものでございます。

以上、警察本部関係の議案につきまして、その概要を御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）次に、吉沢正公営企業管理者。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）今回提出いたしました議案のうち、企業局関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、企業局事業を取り巻く状況等について御説明申し上げます。

企業局では、「水の恵みを未来へつなぐ」を基本目標とする「長野県公営企業経営戦略」に沿い、電気・水道事業について、経営の安定や未来への積極的な投資に取り組んでいます。身近なライフラインである電気と水道の安定供給を通じて県民の豊かな暮らしを支えるため、関係部局や地域と連携しながら、事業の着実な推進に努めてまいります。

はじめに、電気事業について申し上げます。

脱炭素化に向けた取組が世界的に急務となり、「長野県ゼロカーボン戦略」の推進が求められる中、企業局としても、経営戦略において、令和7年度の発電所数を着手ベースで36か所とすることなどを目標として掲げ、取組を進めております。

昨年、川上村の金峰山川発電所など2か所の運転開始により、25施設となった発電所については、今年7月に運転開始を予定している飯島町の越百のしずく発電所を含め、現在4か所で建設・設計を進めています。来年度は、新たに南牧村など2か所での着手を予定しており、更にこれらに続く開発地点の事業性の評価や、候補地点の調査を行ってまいります。

また、既存発電所の大規模改修等に関しては、基幹発電所である伊那市の美和及び春近発電所、須坂市の豊丘ダム発電所の工事が終了し、今年の春から順次運転を再開いたしますので、

出力増強による電力の供給拡大及び固定価格買取制度を活用した収益の確保に努めてまいります。

地域における再生可能エネルギー導入に対する支援としては、令和３年度から、菅平ダムの直下に建設される神川沿岸土地改良区の小水力発電施設の設計・建設を受託してまいりました。来年度末に予定している発電所の完成後は、運転管理を受託し、企業局の菅平発電所と一体となった効率的な運転管理を目指すほか、木祖村や高森町でも新規開発地点の調査を受託するなど、企業局がこれまで培ってきたノウハウを活かして、調査から建設まで一貫して支援してまいります。

これら水力発電所の建設や市町村等の電源開発の取組に対する支援を通じ、2050ゼロカーボンの実現に向けた再生可能エネルギーの供給拡大に寄与すべく、引き続き積極的に取り組んでまいります。

企業局電力の活用については、令和５年７月から、発電した電力を「自己託送」により県庁舎に供給しており、昨年７月からは、原則、全ての使用電力を企業局電力で賄っております。さらに、今年度、先ほど申し上げました、越百のしずく発電所の電力について、再生可能エネルギーを必要とする企業を公募し、直接契約・供給することで同エネルギーの需要拡大や更なる電源開発につなげる新たな取組をスタートさせました。

こうした取組は全国の公営企業でも初となりますが、今後も、企業局電力の環境価値を活かし、収益確保を図りつつ、エネルギーの地消地産の視点も踏まえ、更なる活用方策の検討を進めてまいります。

発電所等の運転管理については、これまで、次世代監視制御ネットワークシステムを構築し、監視制御を一元化するとともに、特にダム式の発電所については、ＡＩを活用した流入量予測システムの開発を進めるなど、維持管理の高度化、効率化に向けて、先端技術を活用した取組を進めてまいりました。来年度は、更にシステムの拡充を図るとともに、運転管理業務の一部に職員が直接携わる機会を増やすなど、技術力向上や技術の継承にも配慮した取組を進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

本格的な人口減少時代の到来による水需要の減少に加えて、施設の老朽化、人材不足など、水道事業の運営は厳しい環境に直面しております。加えて、令和６年能登半島地震では、水道施設に甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活に大きな影響を及ぼすなど、近年大規模災害が頻発していることから、施設・管路の耐震化などの備えが急務となっています。

災害への備えとしては、基幹管路や病院、避難所等の重要給水施設に至る管路、また、基幹となる浄水施設の耐震化を計画的に進めてまいります。さらに、激甚化や頻発する豪雨災害に

備えた対策として、安定した取水を継続的に行えるよう、用水供給に係る塩尻市片平取水場の管理用道路を拡幅して、維持管理機能の強化を図ってまいります。加えて、災害時等でも飲料水や生活水を確保できる応急給水施設「安心の蛇口」を、来年度、末端給水区域において新たに3か所設置し、全体で20か所とします。

施設等の維持管理につきましては、塩化ビニル管の布設替等、老朽化した施設や設備の更新を着実に進めるとともに、今年度実施しているA Iによる管路の劣化診断結果を更新の優先度の判断に活用するなど、先端技術も活用して今後増加が見込まれる更新需要に効果的・効率的に対応し、長寿命化を図ってまいります。

さらに、限られた財源に、限られた財源の中での効率的な水運用が求められることから、ポンプ場等の統廃合による施設のダウンサイジングに取り組んでまいります。プ場等の統廃合による施設のダウンサイジングに取り組んでまいります。

人口減少社会への適応、水道事業の経営基盤強化に資する広域化に関しましては、企業局が末端給水事業を行っている上田・長野地域、用水供給事業を行っている松本地域それぞれで、関係市町村と検討、研究を進めています。

上田・長野地域につきましては、昨年4月に、事業統合に向けた具体の協議を進めるため、長野市、上田市、千曲市、坂城町とともに「上田長野地域水道事業広域化協議会」を設立し、施設整備計画及び財政シミュレーションの見直しを行うとともに、事業統合を行う場合の業務運営などに関する基本的な方針を整理した「基本計画」の策定に関する検討・協議を進めているところです。

昨年10月に計画の素案を公表し、11月から今年1月にかけて、対象地域において議会や住民の皆様への説明や意見募集を行ったところ、運営体制や施設整備、財政運営などに関する様々な御意見をいただきました。

現在、協議会事務局において確認・整理を行っていますが、これらの御意見なども踏まえ、関係団体の合意のもと「基本計画」を取りまとめ、地域の皆様への丁寧な説明を行いながら、広域化後の組織体制や業務運営など、統合に向けた「事業計画」の検討に取り組んでまいります。

松本地域につきましては、昨年3月に受水事業者である松本市、塩尻市及び山形村と「松塩地域水道事業広域化研究会」を設立し、広域化の効果等について研究を進めています。用水供給事業と末端給水事業の垂直統合に加えて、末端給水事業者同士の水平統合に伴う施設の見直しなどに関する検討も踏まえ、事業統合のあり様など方向性について検討を深めてまいります。

市町村等水道事業者への支援につきましては、上田市内の諏訪形浄水場内に、配水管工事や

漏水修繕等の技術に関する簡易研修設備を今年８月目途に整備する予定となっています。今後は、当該設備も活用しながら、公益財団法人長野県下水道公社などとも連携し、市町村職員等を対象とした実務研修会を開催するなど、現場の実情を踏まえた支援を実施してまいります。

次に、次期経営戦略の策定について申し上げます。

企業局では、平成28年２月に策定した「長野県公営企業経営戦略」を、社会情勢の変化に即して令和３年３月に改定し、事業の推進に努めてまいりました。この戦略は令和７年度を最終年度としていることから、目標の達成に向けて引き続き全力で取り組むとともに、今後の経営の基本となる次期経営戦略の策定を進めてまいります。

策定に当たっては、本格的な人口減少社会の到来、頻発化する自然災害、ＤＸの進展など企業局経営を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、昨今の建設コストや金利の上昇、人手不足などが経営に与える影響などを十分に勘案し、次の10年間で取り組むべき事業や投資・財政計画を明らかにしてまいります。

それでは、令和７年度企業局当初予算案の概要について、御説明申し上げます。

予算案につきましては、「経営の安定」や「未来への投資」はもとより「地域への貢献、地域との連携」など「経営戦略」で掲げた６つの視点に基づき、社会環境の変化や直面する課題に的確に対応するとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を推進する観点から編成いたしました。

最初に、電気事業については、料金収入は、冒頭に申しあげました４発電所の運転開始により電力量が増加することなどから、今年度に比べ27億9,836万９千円の増となる66億1,581万５千円を計上しました。損益につきましては、今年度に比べ、７億8,910万５千円の増となる２億6,566万２千円の純利益を計上いたしました。

建設改良費につきましては、発電所の建設や大規模改修に係る事業費等として、60億4,636万２千円を計上するとともに、債務負担行為につきましては、159億3,872万６千円を設定いたしました。

なお、電気事業の利益剰余金を活用した一般会計への繰出しにつきましては、これまで積み立てた「こどもの未来支援積立金」から5,000万円を繰り出し、県立及び市町村立図書館等が協働で整備した「電子図書館」の充実や、保育施設の園庭の芝生化等を支援してまいります。また、「地方創生積立金」から２億2,300万円余を繰り出し、新たに、住宅における太陽光発電設備や電気自動車の普及に向けた取組を支援してまいります。

次に、水道事業についてですが、水道料金収入は、末端給水事業では、近年、給水戸数が増加する一方で、戸当たり給水量が減少傾向にあることから、今年度とほぼ横ばいの36億2,571万９千円を計上したほか、用水供給事業では、今年度と同額の14億4,395万４千円を計上いた

しました。

両事業を合わせた純利益につきましては、用水供給事業における機械装置の修繕費の増加などの影響により、今年度に比べ621万6千円の減となる1,739万円を計上いたしました。

建設改良費につきましては、施設・管路の耐震化や更新等を着実に進めるための事業費として、末端給水事業では、25億409万3千円、用水供給事業では、12億4,253万2千円を計上いたしました。

以上、電気事業会計と水道事業会計を合わせた企業局の予算額は、収益的支出と資本的支出を合わせて256億7,827万1千円となります。

条例案は、発電所の新設に伴う「長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」など2件であります。

以上、企業局関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上をもって知事提出議案の口頭説明は終了いたしました。

ただいま説明がありました以外の部長の説明につきましては、議会運営委員会の意見を徴した結果、口頭説明を省略することとし、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

〔議案等の部「3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨」参照〕

○議長（山岸喜昭君）これらの議案は、来る2月19日から行う質疑の対象に供します。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る2月19日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後2時22分延会